

議案第91号

税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例  
税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」に、「当該特例基準割合」を「年14.6パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。